事 務 連 絡 令和 2 年 3 月 11 日

大臣官房官庁営繕部 各 課 課 長 補 佐 殿 各 地 方 整 備 局 総務部 契 約 管 理 官 殿

企画部 技術開発調整官 殿

営繕部 営繕調査官 殿

北海道開発局事業振興部 工事管理課

工事評価管理官 殿

工事契約管理官 殿

営繕部 営繕計画課長 殿

国土技術政策総合研究所 総務部 契約財産管理官 殿国 土 地 理 院 総務部 契約管理官 殿

大臣官房 地方課公共工事契約指導室長技術調査課建設技術調整室長 官庁営繕部管理課契約事務改善推進官 官庁営繕部計画課営繕計画調整官 北海道局 予 算 課 経 理 指 導 官

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた 直轄工事及び業務の入札等の手続の対応について(対象期間の変更)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に万全を期す観点から、直轄工事及び調査・設計等の業務(以下「工事等」という。)の入札等の手続については、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた直轄工事及び業務の入札等の手続の対応について」(令和2年3月2日付け事務連絡)において示しているところであるが、令和2年3月10日の新型コロナウイルス感染対策本部において、内閣総理大臣より、今後概ね10日間程度のイベント開催自粛要請継続の方針が示されたことを踏まえ、対象期間を下記のとおりに変更するので、適切に対応されたい。

記

記1. 中「15日まで」を「19日まで」に、「16日以降」を「23日以降」に改める。